

第563回 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

日時 令和6年8月6日(火)

午前10時30分

場所 茨城県土浦合同庁舎 本庁舎

第1会議室

茨城県土浦市真鍋5-17-26

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議長の選出

4 出席委員数の報告

5 議事録署名人の選出

6 議 題 等

(1) 第1種区画漁業(小割式養殖業)の免許について【諮問】

(2) 落とし網漁業に係る委員会指示の結果について【協議】

(3) トロール漁の漁模様について【報告】

(4) ワカサギ資源に関する取り組みについて【報告】

(5) その他

7 閉 会



漁諮問第 6 号

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

令和 6 年 3 月 14 日付け茨城県告示第 236 号によって公示された方法により公表された霞ヶ浦北浦海区における海区漁場計画に対し、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 69 条第 1 項の規定に基づき、霞ヶ浦漁業協同組合ほか 2 者から別紙のとおり免許の申請があったので、同法第 70 条の規定により意見を求める。

令和 6 年 8 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦



別紙

公示番号	申請者名	申請者住所	申請日	備考
霞北区第 11 号	霞ヶ浦漁業協同組合	行方市玉造甲 1560 番地 6	令和 6 年 7 月 10 日	
霞北区第 13 号	霞ヶ浦漁業協同組合	行方市玉造甲 1560 番地 6	令和 6 年 7 月 10 日	
霞北区第 15 号	霞ヶ浦漁業協同組合	行方市玉造甲 1560 番地 6	令和 6 年 7 月 10 日	
霞北区第 16 号	霞ヶ浦漁業協同組合	行方市玉造甲 1560 番地 6	令和 6 年 7 月 10 日	
霞北区第 17 号	霞ヶ浦漁業協同組合	行方市玉造甲 1560 番地 6	令和 6 年 7 月 10 日	
霞北区第 22 号	霞ヶ浦漁業協同組合	行方市玉造甲 1560 番地 6	令和 6 年 7 月 10 日	
霞北区第 25 号	霞ヶ浦漁業協同組合	行方市玉造甲 1560 番地 6	令和 6 年 7 月 10 日	
霞北区第 26 号	霞ヶ浦漁業協同組合	行方市玉造甲 1560 番地 6	令和 6 年 7 月 10 日	
霞北区第 30 号	麻生漁業協同組合	行方市麻生 163 番地の 1	令和 6 年 7 月 10 日	
霞北区第 52 号	きたうら広域漁業協同組合	行方市白浜 1570 番地	令和 6 年 7 月 10 日	
霞北区第 63 号	きたうら広域漁業協同組合	行方市白浜 1570 番地	令和 6 年 7 月 10 日	

【霞ヶ浦北浦海区】漁業権免許審査状況一覧

公示番号 霞北区	区分	免許申請者	申請 年月日	総会の特別決議(水協法第50条)				漁業法第71条第1項各号の非該当※			
				総会日	総会成立	賛成者数	審査結果	第1号	第2号	第3号	第4号
第11号	団体	霞ヶ浦漁業協同組合	R6.7.10	R6.6.19	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第13号	団体	霞ヶ浦漁業協同組合	R6.7.10	R6.6.19	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第15号	団体	霞ヶ浦漁業協同組合	R6.7.10	R6.6.19	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第16号	団体	霞ヶ浦漁業協同組合	R6.7.10	R6.6.19	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第17号	団体	霞ヶ浦漁業協同組合	R6.7.10	R6.6.19	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第22号	団体	霞ヶ浦漁業協同組合	R6.7.10	R6.6.19	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第25号	団体	霞ヶ浦漁業協同組合	R6.7.10	R6.6.19	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第26号	団体	霞ヶ浦漁業協同組合	R6.7.10	R6.6.19	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第30号	団体	麻生漁業協同組合	R6.7.10	R6.4.6	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第52号	団体	きたうら広域漁業協同組合	R6.7.10	R6.6.23	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第63号	団体	きたうら広域漁業協同組合	R6.7.10	R6.6.23	成立	2/3以上	○	○	○	○	○

※免許をしない場合(漁業法第71条第1項)

第1号	申請者が次条(法72条)に規定する適格性を有する者でないとき。
第2号	海区漁場計画又は内水面漁場計画の内容と異なる申請があつたとき。
第3号	その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。
第4号	免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。

免許についての適格性(漁業法第72条)

団体漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、当該団体漁業権の関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であつて、次の各号に掲げる団体漁業権の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。(第2項)

第1号	現に存する区画漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該現に存する区画漁業権とおおむね等しいと認められるものとして設定される団体漁業権 その組合員(漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員)のうち関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの
-----	---

霞ヶ浦北浦海区漁場計画 概要

第1 漁業権に関する事項		第11号	第13号	第15号	第16号	第17号	第22号	第25号	第26号	第30号	第52号	第63号
公示番号(霞北区)												
(1) 免許の内容たるべき事項	ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類: 第1種区画漁業 漁業の名称: 小割式養殖業 漁業の時期: 1月1日から12月31日まで										
	イ 漁場の位置	かすみがうら市牛渡地先	かすみがうら市牛渡地先	かすみがうら市坂地先	かすみがうら市田伏地先	かすみがうら市田伏地先	小美玉市下玉里地先	行方市手賀地先	行方市西蓮寺地先	行方市五町田地先	銚田市江川地先	行方市宇崎地先
	ウ 漁場の区域	区域変更 表記是正※	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり
(2) 制限又は条件	いけす網の設置面積	400㎡以内	3,125㎡以内	1,125㎡以内	4,075㎡以内	3,575㎡以内	1,500㎡以内	19,625㎡以内	5,500㎡以内	1,450㎡以内	3,250㎡以内	500㎡以内
(3) 免許予定日		令和6年9月1日										
(4) 申請期間		令和6年5月31日から令和6年7月31日まで										
(5) 関係地区		かすみがうら市牛渡	かすみがうら市牛渡	かすみがうら市坂、かすみがうら市田伏	かすみがうら市田伏	かすみがうら市田伏	小美玉市下玉里	行方市手賀	行方市西蓮寺、行方市井上、行方市手賀	行方市五町田	銚田市江川、銚田市中居	行方市宇崎
(6) 存続期間		令和6年9月1日から令和11年8月31日まで										
(7) 個別漁業権又は団体漁業権の別		団体漁業権										
第2 類似漁業権以外の漁業権		該当なし										
第3 沿岸保全漁場に関する事項		該当なし										

※基点名の変更及び区域の表記を緯度経度を基本とする表記への変更を実施

漁業法（抜粋）

（漁業の免許）

第六十九条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。

2 前項の免許を受けた者は、当該漁業権を取得する。

（海区漁業調整委員会への諮問）

第七十条 前条第一項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（免許をしない場合）

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしてはならない。

一 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。

二 海区漁場計画又は内水面漁場計画の内容と異なる申請があつたとき。

三 その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。

四 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。

2～6（略）

（免許についての適格性）

第七十二条 個別漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

一～四（略）

2 団体漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、当該団体漁業権の関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であつて、次の各号に掲げる団体漁業権の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 現に存する区画漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該現に存する区画漁業権とおおむね等しいと認められるものとして設定される団体漁業権 その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

二 団体漁業権（前号に掲げるものを除く。）（略）

3～8（略）

（免許をすべき者の決定）

第七十三条 都道府県知事は、第六十四条第六項の申請期間内に漁業の免許を申請した者に対しては、第七十一条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、免許をしなければならない。

2（略）

水産業協同組合法（抜粋）

（特別決議事項）

第五十条 次の事項は、総組合員（准組合員を除く。）の半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上が出席し、その議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の多数による決議を必要とする。

一～三 （略）

四 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更

五 漁業権行使規則又は入漁権行使規則の制定、変更及び廃止

六 （略）

1 種区画漁業（小割式養殖業）に係る一斉切替の流れ

1. 免許期間

令和 元年9月1日から令和 6年8月31日まで（現在）

令和 6年9月1日から令和11年8月31日まで（次回）

2. スケジュール

年度	月	事項	内容
R4	1-2月	意向調査	行使者を対象に継続意向を調査
R5	6-9月	行使実態調査	関係漁協・行使者からの意見聴取、行使実態の確認
	10月	基本方針 取扱方針	委員会における免許の基本方針案、海区漁場計画の 取扱方針案の協議
	11月	素案協議	委員会における海区漁場計画（素案）の協議
	12月	関係機関調整	関係者・関係機関との調整（利害関係人の意見聴取等） （法第64条第1項）
	1月	委員会諮問	知事から委員会あて海区漁場計画の諮問（法第64条第4項）
	2月	公聴会	公聴会（法第64条第5項）
	2月	委員会答申	委員会から知事あて答申
	3月	決定公示	海区漁場計画の公表・公示（法第64条第6項）
R6	5-7月	免許申請	免許申請書受付（法第69条第1項）
	7-8月	審査	適格性の審査（法第72条第2項第1号）
	8月	委員会諮問 答申	知事から委員会あて諮問（法第70条） 委員会から知事あて答申
	8月	免許	免許状交付（法第69条）
	9月	公示	県報掲載

※「法」は漁業法を示す

落とし網漁業操業承認申請一覧表

承認番号	受付年月日	操業面数	承認開始年月日	承認終了年月日	操業区域漁場	漁協
001	R6.7.23	5面	R6.9.1	R11.8.31	霞北区第13号漁場	霞ヶ浦
002	R6.7.23	2面	R6.9.1	R11.8.31	霞北区第11号漁場	霞ヶ浦
003	R6.7.23	2面	R6.9.1	R11.8.31	霞北区第15号漁場	霞ヶ浦
004	R6.7.23	5面	R6.9.1	R11.8.31	霞北区第16号漁場	霞ヶ浦
005	R6.7.23	5面	R6.9.1	R11.8.31	霞北区第16号漁場	霞ヶ浦
006	R6.7.23	9面	R6.9.1	R11.8.31	霞北区第16、17号漁場	霞ヶ浦
007	R6.7.23	8面	R6.9.1	R11.8.31	霞北区第17号漁場	霞ヶ浦
008	R6.7.23	3面	R6.9.1	R11.8.31	霞北区第26号漁場	霞ヶ浦
009	R6.7.23	3面	R6.9.1	R11.8.31	霞北区第26号漁場	霞ヶ浦
010	R6.7.23	7面	R6.9.1	R11.8.31	霞北区第25号漁場	霞ヶ浦
011	R6.7.23	5面	R6.9.1	R11.8.31	霞北区第25号漁場	霞ヶ浦
012	R6.7.23	10面	R6.9.1	R11.8.31	霞北区第25号漁場	霞ヶ浦
013	R6.7.23	3面	R6.9.1	R11.8.31	霞北区第25号漁場	霞ヶ浦
014	R6.7.23	8面	R6.9.1	R11.8.31	霞北区第25号漁場	霞ヶ浦
015	R6.7.23	3面	R6.9.1	R11.8.31	霞北区第26号漁場	霞ヶ浦
016	R6.7.8	2面	R6.9.1	R11.8.31	霞北区第30号漁場	麻生
017	R6.7.10	2面	R6.9.1	R11.8.31	霞北区第52号漁場	きたうら広域
018	R6.7.10	10面	R6.9.1	R11.8.31	霞北区第52号漁場	きたうら広域
019	R6.7.10	2面	R6.9.1	R11.8.31	霞北区第63号漁場	きたうら広域
合計		94面				

計19名(94面)
 ※内訳 霞ヶ浦漁協:15名(78面)、麻生漁協:1名(2面)、きたうら広域漁協:3名(14面)

令和6年7月21日(トロール漁解禁日)の漁模様

令和6年7月21日 茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所

1. 漁法 わかさぎ・しらうおひき網漁業(通称:トロール)
2. 天候 くもり
3. 概要 ①は、霞ヶ浦北浦の水産加工業者43経営体のうち、8経営体を対象に聞き取り調査を行った結果による。
②～⑤は、水産事務所現地調査による。

(1) 霞ヶ浦

- ① ワカサギ漁獲量: 1隻平均0.022kg(前年は9.8kg)
最大0.3kg、最少0kg(聞取対象船16隻)
シラウオ漁獲量: 1隻平均40.7kg(前年9.5kg)
最大80kg、最小21.5kg(聞取対象船16隻)
- ② 出漁隻数: 89隻(前年は107隻)
- ③ 操業場所: 麻生沖 6隻、土浦入 9隻
湖心周辺 67隻、高浜入 7隻
- ④ 操業状況: 主に上層曳き、曳網時間約90分
- ⑤ 混獲状況: ゴロ、テナガエビ

(2) 北浦

- ① ワカサギ漁獲量: 1隻平均 7.8尾(前年は4.5kg)
最大31尾、最少0尾(聞取対象船6隻)
シラウオ漁獲量: 1隻平均14.0kg(前年4.97kg)
最大31kg、最小11.6kg(聞取対象船6隻)
- ② 出漁隻数: 12隻(前年は16隻)
- ③ 操業場所: 鹿行大橋以北 1隻
鹿行大橋～北浦大橋 5隻
北浦大橋以南 6隻
- ④ 操業状況: 主に上層曳き、曳網時間約90分
- ⑤ 混獲状況: ゴロ

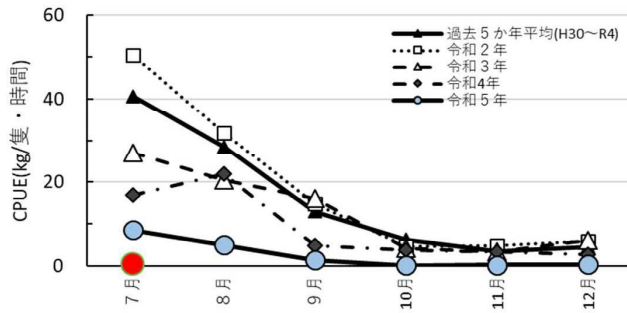
令和6年のトロール漁業の漁模様

R6年8月6日
水産試験場内水面支場

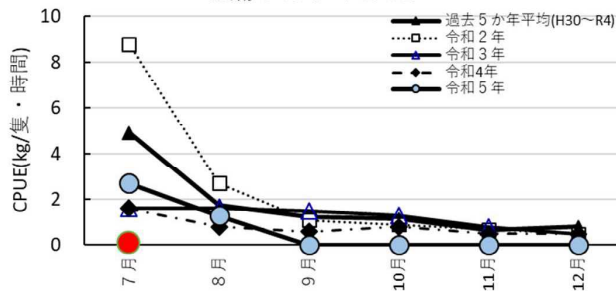
① ワカサギの漁模様

霞ヶ浦・北浦ともに解禁から非常に低調

霞ヶ浦ワカサギCPUE

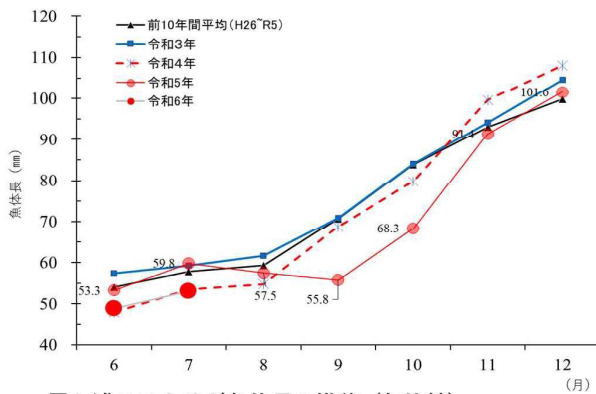


北浦ワカサギCPUE

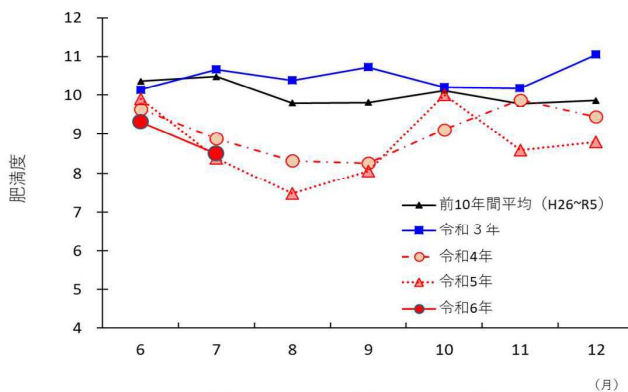


資源状況からみて、今漁期は低調のまま推移すると考えられる。

ワカサギの魚体 小さくかつやせている



霞ヶ浦のワカサギ魚体長の推移 (年比較)

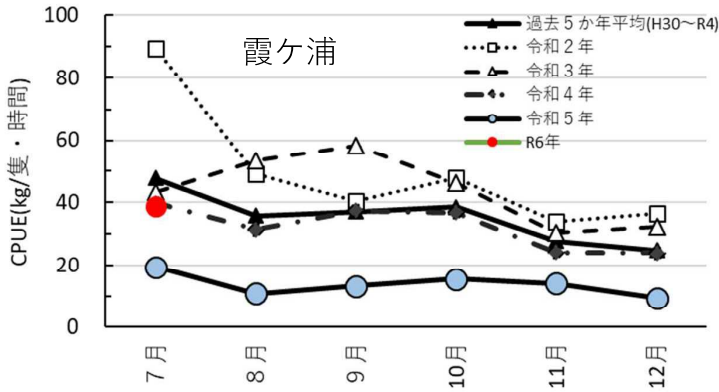


霞ヶ浦のワカサギ肥満度の推移

解禁時の魚体
平均体長 53.1mm
体重 1.28g
肥満度 8.50

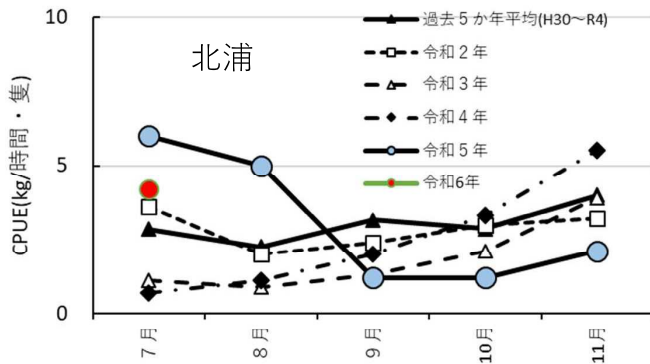
大きさは令和4年と同程度で小さい。
肥満度は令和4、5年と同程度でやせている。

② シラウオの漁模様



解禁日
1隻1時間平均 34.4kg
7月平均 38.8kg

令和5年の約2倍
令和3、4年並み

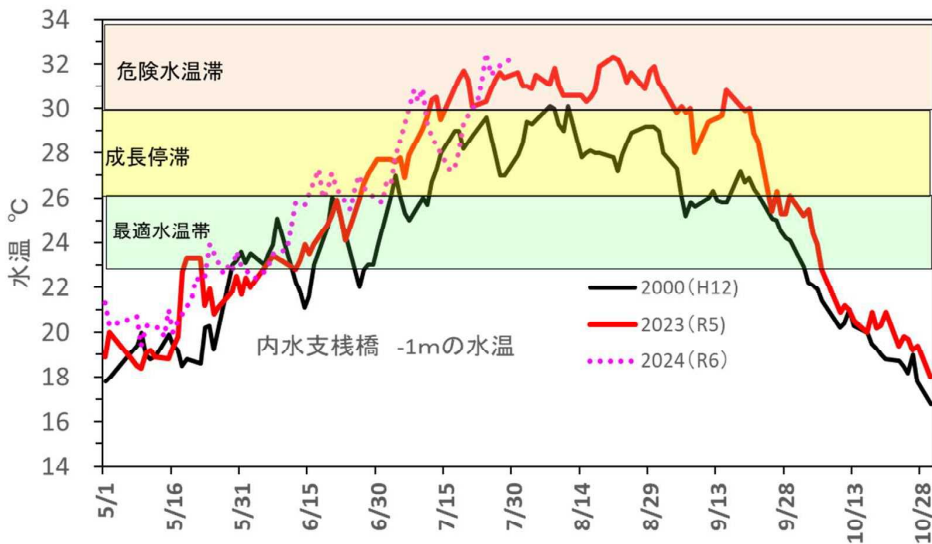


解禁日
1隻1時間平均 5.5kg
7月平均 4.2kg

令和5年とほぼ同程度

水温の状況と高水温の影響

内水支棧橋水深1m 10時の水温



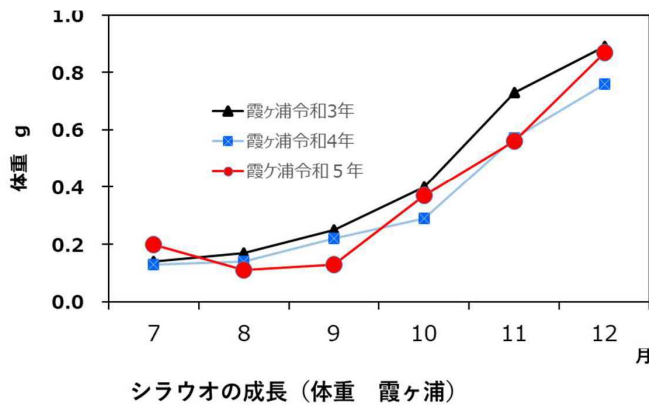
2024 (R6) 年は7月中旬から30°Cを超えてきた

R5年 ワカサギ 成長抑制
シラウオも低成長

R6年も高水温になる見通しで、成長が抑制される可能性がある

霞ヶ浦でのトロール漁

ワカサギが獲れないのでシラウオを狙った操業がメイン



- ・水温が高いとシラウオの成長が遅れる
- ・漁獲がシラウオに集中する

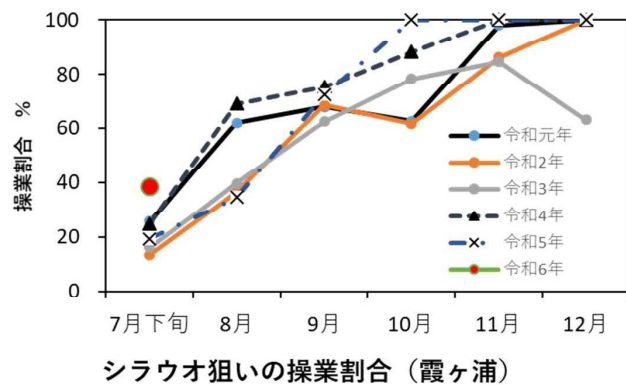
資源的に現状をみると

○シラウオ

8月の小さなシラウオを獲りすぎないようにすること（曳網時間、漁獲量の制限等）が秋以降の漁を維持するために効果的

○ワカサギ

資源が非常に少ないため、シラウオ・エビ漁でワカサギの混獲を減らし、親を残す対応が必要



2024年8月6日
水産試験場内水面支場

霞ヶ浦北浦の流入河川におけるワカサギ資源に関する調査について

1 調査の背景

北浦不漁対策検討会（2023年8月1日）において示された不漁要因の「水温上昇」及び「周辺水域とのつながりの遮断」に対する対策案である「流入河川等避暑水域の確保」及び「流入河川の産卵環境の改善」に関連する調査を実施する。

2 調査内容等

(1) 夏季の水温連続観測（2024年6月～9月（実施中））

霞ヶ浦北浦及びその流入河川（梶無川、恋瀬川、天の川（恋瀬川支流）、菱木川、巴川）における夏季の水温状況を把握するため、水温ロガーによる連続観測を行う。

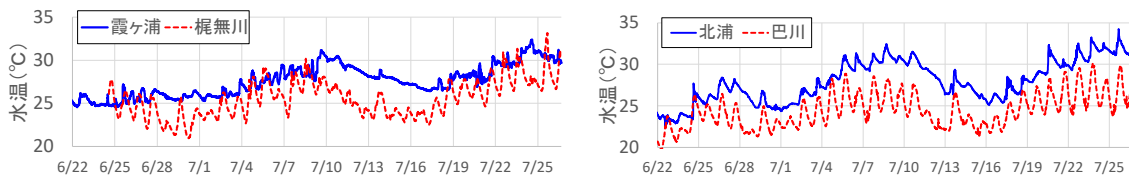


図1 水温ロガーによる連続観測の例（左：霞ヶ浦及び梶無川、右：北浦及び巴川）

(2) ワカサギ産卵調査（2024年1月～4月）

ワカサギ産卵期に霞ヶ浦流入河川の桜川において産卵状況を確認するための調査を行う。

【結果概要】

- ・桜川において産卵を初確認した。特にSt. 4（図2）で多数の卵を確認した。
- ・桜川における産卵盛期は1月下旬～2月中旬頃と推測され、産卵には堰や底質、流れ、外来魚による捕食が影響している可能性が示唆された。

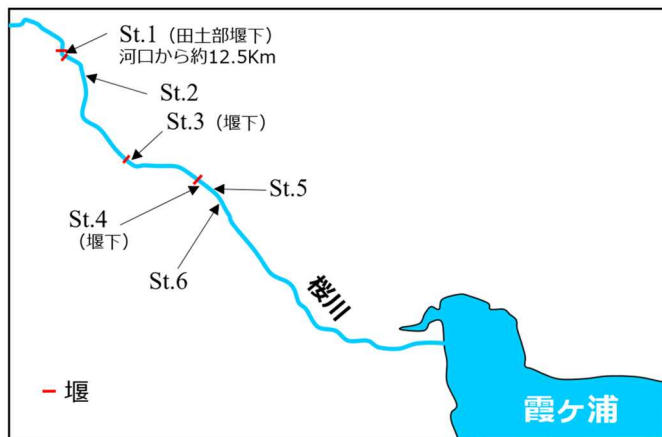


図2 ワカサギ産卵調査地点



図3 St. 4（堰）



図4 ワカサギ卵

霞ヶ浦北浦のワカサギ資源保護の新たな取り組み

令和6年8月6日
水産試験場内水面支場 増養殖部

取り組み内容

■ 霞ヶ浦北浦のワカサギ資源を守り育てるための、新たな取り組みを実施。

＜ワカサギを増やすために＞ 昨年度実施

- ・ 少ない親魚をより丁寧に扱うことで、良質卵を得る (ex. 親魚運搬時の水温管理の徹底 等)。
- ・ 親魚を可能な限り有効利用する (ex. 水槽内自然産卵法における親魚の採卵収容日数の増 等)。

採卵作業用パンフレット作成
および漁業者の指導 (R6年2月)
→ 採卵前の親魚へい死滅や
複数回採卵等、
親魚の有効利用ができた。

＜ワカサギを守るために＞ 実施中

- ・ 水産試験場内水面支場における試験飼育の実施。
- ・ 霞ヶ浦北浦よりも冷涼な環境下におけるワカサギ避難飼育の実施 (ex. 久慈川・那珂川のサケふ化場における粗放的飼育)。

取り組み状況

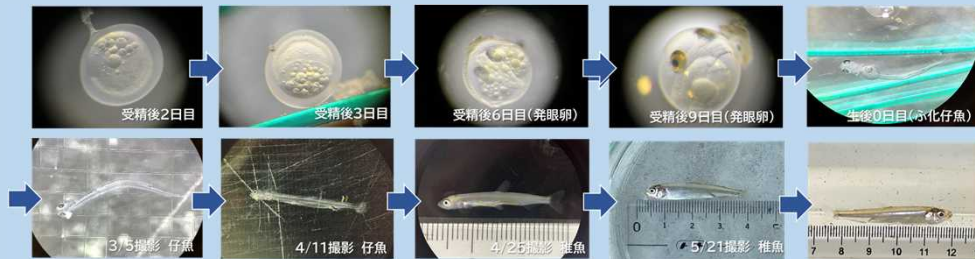
＜ワカサギを守るために＞

- ・ 親魚の再採卵試験及び、受精卵の飼育試験を実施中。
 - 親魚 501 尾から、約 283 千粒の受精卵を採卵。
 - 飼育試験のため、ふ化仔魚を 4 試験区に分けて収容。
 - 6月末に、試験区④において 5 cm 程度の稚魚を確認。
 - ※ 同時期までの環境は、
水温 10~27°C、溶存酸素量 (DO) 6~12mg/L 程度。
 - ※ 当試験区では、事前の施肥により餌料が自然発生。
 - 飼育下の生残・成長には餌料環境が重要。
 - 各段階に適した天然餌料等の確保が課題となる。

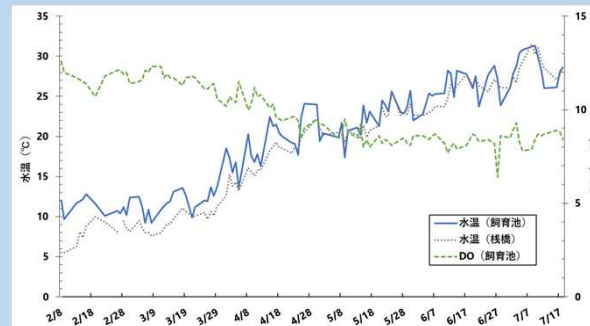
● 各飼育試験区の条件

試験区	飼育水	給餌	備考
試験区①	湖水・止水	湖水中の餌料生物	水槽規模
試験区②	地下水・かけ流し	湖水ろ過物 ※ 目合い75μM ネットでろ過	水槽規模
試験区③	地下水・かけ流し	場内池のろ過物、冷凍ワムシ ※ 目合い75μM ネットでろ過	コンクリート池
試験区④	地下水・止水	自然発生餌料、人工飼料	素掘り池

- ・ 久慈川及び那珂川のサケふ化場で粗放的飼育中。
 - 発眼卵 約 1.6 万粒を各屋外池に収容。
 - R6.2.7 にふ化確認。
 - R6.6.21 に稚魚の有無を確認したが、
両池とも稚魚は確認できず。
 - ※ オーバーフローや外敵となるヤゴ等の
生息がみられ、流出・捕食の可能性。
 - ※ 水温・DO は生息に適した範囲内であった。
(久慈川: 18.3°C、8.9mg/L)
(那珂川: 18.1°C、5.3mg/L)



● 確認できた各成長段階のワカサギ



● 飼育区④の飼育環境

